

保発 0904 第 2 号
年発 0904 第 1 号
令和 8 年 9 月 4 日

地方厚生（支）局長	}	殿
市町村長（特別区の区長を含む。）		
日本年金機構理事長		
企業年金連合会理事長		
全国健康保険協会理事長		
健康保険組合理事長		
健康保険組合連合会会長		

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略 ）

厚生労働省年金局長
（公 印 省 略 ）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部
を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令等の公布につ
いて

今般、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）の一部の施行に伴い、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 272 号。以下「経過措置政令」という。）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 137 号。以下「経過措置省令」という。）が公布されたため通知する。

経過措置政令及び経過措置省令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の内容

1 経過措置政令

（1） 厚生年金保険の保険料調整制度に係る経過措置

- ① 令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項第 4 号において政令で定めるものとされた、同項の申出をすることのできる適用事業所として、令和 9（2027）年 10 月 1 日以降に 50 人超の企業規模の非適用業種の個人事業所が厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき適用事業所かつ特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「平成 24 年機能強化法」という。）附則第 17 条第 12 項に規定する特定適用事業所をいう。）となった事業所等を規定し、当該適用事業所における基準日について規定する。（経過措置政令第 1 条関係）
- ② 令和 7 年改正法附則第 22 条第 9 項において政令で定めるものとされた、存続厚生年金基金の加入員を使用する事業所の事業主が同条第 1 項の申出を行った場合における増加負担割合について、保険料調整額が存続厚生年金基金対象事業所でない事業所における保険料調整額と同額となるよう規定する。（経過措置政令第 2 条関係）
- ③ 令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による存続厚生年金基金の加入員を使用する事業所に対する保険料調整額の算定にあたり、明確化の必要がある事項に関し必要な読替えについて規定する。（経過措置政令第 4 条関係）
- ④ 各短時間被保険者の保険料調整額等について 1 円未満の端数が生じる場合に四捨五入を行うことを定めるほか、保険料調整制度の適切な実施に必要な事項について規定する。（経過措置政令第 3 条及び第 8 条関係）
- ⑤ 令和 7 年改正法附則第 23 条第 2 項において政令で定めるものとされた、同条第 1 項の規定の適用において準用する令和 7 年改正法附則第 22 条第 3 項から第 11 項までの規定の適用に関し必要な読替えについて規定する。（経過措置政令第 5 条関係）
- ⑥ 保険料調整制度の利用の申出ができる事業所について、令和 7 年改正法による被用者保険の適用拡大により新たに短時間労働者に被用者保険を適用する適用事業所となる事業所を本制度の対象とするため、令和 8 年 10 月 1 日以前から継続して同法附則第 22 条第 12 項に規定する短時間労働者（以下（1）において単に「短時間労働者」という。）に対して被用者保険を適用していた事業所等を除外し、新たに短時間労働者に被用者保険を適用する事業所に限定する。（経過措置政令第 6 条及び第 7 条関係）

（2） 健康保険の保険料調整制度に係る経過措置

- ① 令和 7 年改正法附則第 24 条第 1 項第 4 号において政令で定めるものとされた、同項の申出をすることのできる適用事業所として、令和 9（2027）年 10 月 1 日以降に 50 人超の企業規模の非適用業種の個人事業所が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき適用事業所かつ特定適用事業所（平成 24 年機能強化法附則第 46 条第 12 項に規定する特定適用事業所をいう。）となった事業所等を規定し、当該適用事業所における基準日について規定する。（経過措置政令第 9 条関係）
- ② 各短時間被保険者の保険料調整額等について 1 円未満の端数が生じる場合に四捨五入を行うことを定めるほか、保険料調整制度の適切な実施に必要な事項について

規定する。（経過措置政令第 10 条及び第 14 条関係）

- ③ 令和 7 年改正法附則第 25 条第 2 項において政令で定めるものとされた、同条第 1 項の規定の適用において準用する令和 7 年改正法附則第 24 条第 3 項から第 10 項までの規定の適用に関し必要な読替えについて規定する。（経過措置政令第 11 条関係）
- ④ 保険料調整制度の利用の申出ができる事業所について令和 7 年改正法による被用者保険の適用拡大により新たに短時間労働者に被用者保険を適用する適用事業所となる事業所を対象とするため、令和 8 年 10 月 1 日以前から継続して同法附則第 24 条第 11 項に規定する短時間労働者（以下（2）において単に「短時間労働者」という。）に対して被用者保険を適用していた事業所等を除外し、新たに短時間労働者に被用者保険を適用する事業所に限定する。（経過措置政令第 12 条及び第 13 条関係）

2 経過措置省令

（1）厚生年金保険の保険料調整制度に係る経過措置

- ① 令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項の規定による保険料調整制度の適用に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものと規定する。（経過措置省令第 1 条関係）
- ② 令和 7 年改正法附則第 22 条第 5 項の規定による保険料調整制度の適用停止の解除に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものと規定する。（経過措置省令第 2 条関係）
- ③ 経過措置政令第 1 条第 2 号において厚生労働省令で定めることとされた、保険料調整制度の適用等に係る申出をすることのできる事業所として、厚生年金保険法第 6 条第 3 項の規定に基づき適用事業所となった非適用業種の個人事業所であって、令和 9 年 10 月 1 日以降に特定労働者（平成 24 年機能強化法附則第 17 条第 12 項に規定する特定労働者をいう。以下同じ。）の総数が常時 50 人超となった事業所等を規定し、当該事業所等における基準日について規定する。（経過措置省令第 3 条関係）
- ④ 保険料調整制度が適用されている又は適用されていた事業所の事業主が、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）に規定する申出等を、申出等を要する事由が発生した日から一定期間経過した後に行うことで、保険料調整額に変更が生じる場合には、当該事業主は必要な事項を記載した届書を機構に提出しなければならないことと規定する。（経過措置省令第 4 条関係）
- ⑤ 保険料調整制度が適用されている又は適用されていた事業所の事業主は、当該事業所に使用される短時間被保険者が、被保険者資格を取得した月に当該資格を喪失することで、保険料調整額に変更が生じる場合には、必要な事項を記載した届書を機構に提出しなければならないことと規定する。（経過措置省令第 5 条関係）
- ⑥ 保険料調整制度により保険料負担割合が軽減されている短時間被保険者に係る厚年則第 12 条の 2 第 1 項の適用に関して必要な読替えについて規定する。（経過措置省令第 6 条関係）

(2) 健康保険の保険料調整制度に係る経過措置

- ① 令和7年改正法附則第24条第1項及び第25条第1項の規定による保険料調整制度の適用に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合（以下「組合」という。）に提出することによって行うものと規定する。（経過措置省令第7条関係）
- ② 令和7年改正法附則第24条第5項の規定による保険料調整制度の適用停止の解除に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構又は組合に提出することによって行うものと規定する。（経過措置省令第8条関係）
- ③ 経過措置政令第9条第2号において厚生労働省令で定めることとされた、保険料調整制度の適用等に係る申出をすることのできる事業所として、健康保険法第31条第1項の規定に基づき適用事業所となった非適用業種の個人事業所であって、令和9年10月1日以降に特定労働者の総数が常時50人超となった事業所等を規定し、当該事業所等における基準日について規定する。（経過措置省令第9条関係）
- ④ 保険料調整制度が適用されている又は適用されていた事業所の事業主が、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）に規定する申出等を、申出等を要する事由が発生した日から一定期間経過した後に行うことで、保険料調整額に変更が生じる場合には、当該事業主は必要な事項を記載した届書を機構又は組合に提出しなければならないことと規定する。（経過措置省令第10条関係）
- ⑤ 保険料調整制度が適用されている又は適用されていた事業所の事業主は、当該事業所に使用される短時間被保険者が、被保険者資格を取得した月に当該資格を喪失することで、保険料調整額に変更が生じる場合には、必要な事項を記載した届書を機構又は組合に提出しなければならないことと規定する。（経過措置省令第11条関係）

第二 施行期日

令和8年10月1日